

—— 「ホミック通信」は編集者の気分まかせで、不定期に発行いたします ——

ホミック通信

Vol.23

嗚呼、面白い虫のこえ号

2015.10

発行／〒541-0041 大阪市中央区北浜二丁目5番13号 北浜平和ビル9階 ホミック司法事務所 編集／梶田美穂
Tel 06-6202-1939 Fax 06-6202-7001 <http://www.homik.com> E-mail:info@homik.com

戦後70年。

その大半を生きていることに改めて愕然としますが、
ものごころついた時には既に戦争の余韻はありませんでした。

何の心配もない毎日で、

今から思えば、大人はみんな上を目指して生きていたように思います。

安保法制と原発再稼働。

今、わたしたちに突き付けられている大きな課題です。

しかし、みんなでそれを認識していると言えるでしょうか。

衣食が足りて、暢気なのは事実なのだろうと思います。

本気で考えるには、想像力を駆使することが必要なのでしょう。

核廃棄物を地中深く埋めて「やれやれ」というのでは、想像力が欠如しているように
思われます。

■ 市民後見人の嘆き

大阪市では8年前から「市民後見人」が活躍しています。

今では、大阪府下全域に広がり、①報酬を前提としない、②週に一度程度の頻回な訪問、を特長とした社会貢献活動として多くの志高い市民の方が活動されています。

しかし、全国的に見れば「市民後見人」という言葉の使われ方が様々で、報酬を目的としている場合もあつたり、実際に後見活動を行っていなくても講座を修了しただけで「市民後見人」という場合があります。そのために、大阪の市民後見人が、誤解を持って周囲の人に見られることもあるということです。

「市民後見人」の定義が、もっと収斂されて広く世間に浸透し、多くの人々が正当な評価を与えるようになれば、志のある方が、さらにたくさん参入してくれるものと思っています。

■ マイナンバー制度って？

平成27年10月、国民ひとり到一个の12ケタの番号を発行する『マイナンバー制度』における番号通知が行われます。複数の機関に散らばっている個人の情報が、同一人物のものであることを確認するために活用され、生涯変更されないそうです。不正に使われないように、流出しないための十分な管理が必要ですね。

マイナンバーの通知は、10月1日以降、原則として住民票上の住所に通知カードが送られることになっています。

実際には平成28年1月から、まずは行政サービスの効率化に利用されます。利用される分野は社会保障、税、災害対策で、年金や保険の手続、福祉の給付、税の手続においてマイナンバーの記載を求められます。また、源泉徴収票へ記載されますので、勤務先や証券会社、保険会社等に提示が必要な場合もあります。脱税や不正受給の防止を目的として、平成30年からは預金口座においてもマイナンバー制度がひもづけされる予定です。但し、現在所有の口座へのマイナンバー届出は任意とされています。

ご注意くださいなのは、通知カードは顔写真が入っていないので、本人確認証の代わりにはならないことです。そのため、利用が開始される来年1月以降に、マイナンバーを記載した「個人番号カード」の交付を申請することができ、これを本人確認証として利用することができます。このカードは、表面に氏名、住所、生年月日、性別、本人の顔写真が表示されます。そして、裏面にマイナンバーが記載されます。ただし、マイナンバーを提示する機関は限られていますので、普段は裏面を、はがれるシールなどで覆って利用するのが良いようです。

北 浜 ラ ン チ 事 情

実際には、お店に食べに行くよりもお弁当などを買ってきて、事務所で中食することが多いのですが、最近よくお世話になっているのが「サムズデリカ」です。

小さめの丼物は、「ゴーヤーチャンプルー丼」とか、オクラや納豆が乗っている「ネバネバ丼」など、とても沢山の種類があって、どれも350円。下のごはんも白米だけでなく、玄米混じりやマンナン米も用意されています。

それと、これまた小さなサラダ類、「ブロッコリーとたまごサラダ」や「小松菜サラダ」など150円を一種類購入すると、ヘルシーなリーズナブルなランチの出来上がりです。

生産者名の入った美味しいトマトやナスなどを売っていたり、サイドメニューで揚げたてコロッケや手作りプリンもあり、とっても助かるお店です。(つづく)

司法書士の仕事

- 不動産登記
 - 商業・法人登記
 - 裁判
 - 成年後見
- 相続・売買・贈与など
 - 設立・役員変更など
 - 訴訟・調停・和解・破産など
 - 任意後見契約・遺言・死後事務など